

Title	ロンドン法律街略史(下)
Sub Title	
Author	峯岸, 治三(Minegishi, Haruzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.1 (1934. 4) ,p.83- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19340400-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ロンドン法律街略史(下)

峯 岸 治 三

八

グレイズ・インはインズ・オブ・コートのものと同じ位の古さを有するものであると考へらるゝのである。而して、それは全然シティー疆界線外に在るものであつて、ホーボンのセント・アンドルウ寺院の教區に屬してをつたけれども、所謂 *Ward of Farringdon* には屬してをらなかつた。

グレイズ・インの在るところは、*Manor of Portpool* と稱せられたことは既に一言したところであるが(本誌第十二卷第一號三四頁)、この莊園は一三〇七年又は八年頃には *Reginald (Lord Gray or Grey de Wilton, Chief Justice of Chester)* に屬してゐたものである。けれども、彼の在世中この地方には法律家は居住してをらなかつた。然らば、何時頃法律學徒が前示莊園地方に定住するに至つたか。その年代は明確に知られてをらぬ。しかし乍ら、是等法律學徒はホーボンの南側なる *Inns of Chancery* 特は *Staple Inn*,

Barnard's Inn から來たものであることは確かであらう。一四五四年 William Paston がその父に送つた書簡に依ると、William Bylling (Chief Justice of the King's Bench) は Ledam と云へる者とグレイズ・インに居住してゐたことが明かとなつてをるので、ヘンリー五世(一三六七年—一四二二年、治世一四一三年—一四二三年)の即位せる頃には、完成せるイン(Inn of Court 若くは Inn of Chancery)の建物があつたものと信せらるゝのである。

一五〇五年 Edmund (第九代目のロード・グレイである) は前示ポートプールの莊園を Hugh Dungs その相續人及び讓受人に押印證書(Indenture 二人以上の當事者に依つて作成せられたるもの)を以て賣渡した。これが一名 Gray's Inn とも云はれたもので、二ツの邸宅四ツの庭園、風車の敷地、八エーカーの土地、十志の地代(Free rent)ポートプール莊園の禮拜堂(charity)の僧職薦舉權(advowson)等を包含してをるのである。その後一五一三年に至つて Shene (Surrey) の Richmond である)の尼寺が前示の莊園を Dany's の受託者から買入れたのであるが、一五一六年には二人の上級辯護士(Serjeants-at-law)と四人の辯護士(barristers-at-law)から成立してをつたンサイエティーが、この莊園を右尼寺の副長から一ケ年十志の地代で借り六磅十三志四片の納金(fine)を爲したのである。この莊園は修道院が解散せらるゝに至つて國王に復歸したのであるが、ヘンリー八世は右借地關係を更改したのであつた。而して、グレイズ・インは既に久しき以前に於てその自由保有權を買得したのである。

グレイズ・インのホールは一五六三年に完成せられたのであるが、この頃にはストラランドに沿ふて家

屋は建ち並び Charing Cross まで達してをり、又ホーボン地方も同様な有様であつて殆んど Southamp-
ton Row に至るまで家屋が續いてゐた。Warwick Court は既に存在してゐたのであるが、當時はホー
ボンから South Square に通ずる入口はなかつたのであつて、それは後に至りフランシス・ベーコンに
依つて造られたものである。グレイズ・インに至るには、禮拜堂及びホールの北部に在る Gray's Inn
Square に通ずる門に依らねばならなかつた。これ即ちホールの舊門がその北側に在つた所以である。
現在もなほ Portpool Lane と云ふのがあつたが、之は Hatton Wall とはゞ一直線を爲し Leather Lane
からグレイズ・インに通ずる道路であるが、恐らく之はホーボン・ヒルの麓からポートプール莊園に至る
近路であり、後にはグレイズ・インの北門に至る捷路であつたのであらう。

以上説明し來つたところでインズ・オブ・コートのもつた概を示し得たと思ふのであるが、要す
るに是等のインは十四世紀の末葉に於ては各々獨立したソサイエティーとして確立したものである。而
して、是等は一般法律學校と考へられ、特に國王から勅許狀を得てはゐないが、永年の慣習に因り既に
一三五〇年の昔に認められた特權を享有してをる次第である。

九

法律學徒が各別の宿舍に居住し次第にそれがソサイエティーにと發展し丁度オックスフォードやケン

ブリッジの兩大學が Fellows に依つて統轄せられてをるやうに、右ソサイエティーは Benchers に依つて統轄せられてゐたことは既に説明したところである(本誌第十二卷第三號六七頁)。是等のソサイエティーはシティー團體(City Guild)とは何等の關係を有しないものであつた。而して、前示の宿舎に居住せる者は二つの階級に分れてゐた。即ち、法律の教師(teachers or masters of law)がその一であり、是等教師の弟子達(apprentices)がその二である。そこで、是等のソサイエティーから Inns of Court 及び Inns of Chancery の両者が生れて來た譯であるが、インズ・オブ・コートの方には上級辯護士の地位に達せぬ辯護士並に比較的の上級の弟子等が居住してをり、インズ・オブ・チャンセリーの方には國王裁判所(King's Courts)の爲めに原始令狀(Original writ, 之は被告に對し訴訟の内容を知らしめ國王裁判所に出頭すべき旨を命ずる國王よりの書面である)を準備する大法官廳の書記(Clerks of the Chancery)並にかゝる令狀を寫し以て民事訴訟の初歩的智識を修得したる若き弟子達が居住してゐたのである。

Sir John Fortescue が一四七〇年に記するところに依れば、小さなインが十程(或は時としてはそれ以上)あつた。而して、是等はインズ・オブ・チャンセリーと呼ばれたのであつて、その各々には少くとも百人の法律學生が居つたと云ふことであるが、Lord Coke は單にそのうちの八ツしか知らぬと云つてをる。Show に依れば、是等インズ・オブ・チャンセリーには普通法裁判所並に衡平法裁判所の兩者の孰れかに屬してゐた attorneys, solicitors, clerks などが共同生活を營んでゐたものとしてゐる。

Simond's Inn 及び Staple Inn は別として、インズ・オブ・チャンセリーはその本質的部分に於てはインズ・オブ・コートと相違する點はなかつたのである。しかし乍ら、この兩者間に於ける主要なる差異はインズ・オブ・コートはその學修者に國王裁判所に於て辯護士として實務を執る特權を附與する權能を有するに反し、インズ・オブ・チャンセリーに於てはかゝる權能を有せざるの點に在る。然らば、インズ・オブ・コートは如何にしてかゝる權能を取得するに至つたか。エドワード一世(一二三九年—一二三〇七年、治世一二三七二年—一二三七年)

は一二九二年 John de Mevingham (Chief Justice of the Court of Common Pleas, or Common Bench) 及びその同僚 (fellow Justices) に命じ彼等に従つて裁判實務を執るべき *Affornati* 及び *Apprenticii* を選擇せしめた。而して、是等選擇せらるべき者は *Kings' Court* 並に國民に對しその職務を行ふ上に於て、法律智識及び法律的熟練に於ても共に最も適當なる資格を兼備せる者でなければならぬので、之以外の者は裁判所に於てその實務を執ることを得ないものとせられた。そこで、百四十人位が適當であらうと考へられたのであつたが、勿論その員數は選擇者に於て之を増減し得る權を與へられてゐた。前示エドワード一世の勅令の言葉から見ると、かくして選擇せられた者は州の巡回裁判所に於ける實務家 (*practitioners*) であることは明かなところである。 *Affornati* とは熟練せる代理人であり助言者である者を云ひ、 *Apprenticii* とは法律家 (*lawyers*) を云ふのである。共に巡回裁判所に於て實務に當る者であることは右に述べた如くであるが、一二八〇年には是等兩者はシティー裁判所 (*Civic Courts of the*

City of London) でも實務に従事したやうである。かくの如くして選擇せられたる者は之を *Apprenticii de Banco* と稱したのである。何となれば彼等は *Common Pleas* 廷 (一般民間の争訟を裁判せる裁) (判所 *Common Bench* と云ふ) の裁判官に依つて選擇せられたる者であるからである。兎に角、一二九二年と云ふ年はインズ・オブ・コート
の沿革史上記念せらるべきものであつて、この年に於て辯護士 (*Pleaders*) と云ふ特別な、而して獨占
的階級が創生したものである。即ち、事實上現代イギリス辯護士制度の起源を爲すものであるとせらる
のである。右に述べたる如く、エトワード一世の勅令は明かにコンモン・ブリーズ廷の裁判官に對し、
辯護士となるの特權を附與し得る權能を與へたと云ふもの、インズ・オブ・コートが如何にしてこの權
能を有するに至つたかと云ふことは、解決するに困難なる問題と云はねばならぬ。しかし乍ら、久しき
以前からウェストミンスターに於ける上級裁判所に於て辯護士として實務を執るの權を附與する獨占的
權能は、コンモン・ブリーズ廷の裁判官が之を有せしものに非ずして四ツのインズ・オブ・コートのベン
チャー達有してゐたことは明かなところであるとせらるゝのである。之に反し、インズ・オブ・チャー
セリーが何故にこの權能を有せざりしかと云ふことに付ては明瞭でない。兎に角、インズ・オブ・コート
はイギリス法曹會に對しその霸權を獲得するやうになつたのであるが、インズ・オブ・チャーセリーは第
二位的のものとなり、しかも、遂には夫々分れてインズ・オブ・コートに屬してしまふこと、なつた譯で
ある。即ち *Clifford's Inn*, *Clements Inn*, *Lyon's Inn* 等はインナー・テンプルに屬し、*Strand Inn*,

New Inn 等はミッドル・テンブルへ、Thavie's Inn, Furnival's Inn 等はリンコンズ・インへ、更に Staple Inn, Bernard's Inn 等はグレイズ・インへ分屬するに至つた次第である。

十六世紀の末葉に至るまで、インズ・オブ・チャンセリーはインズ・オブ・コートに對する豫備門であつた。昔は印刷した書物と云ふやうなものがなかつたから、法律の教授方法も口頭による他はなかつた譯である。インズ・オブ・コートの各インは之に附屬してをるインズ・オブ・チャンセリーの各インに定期的に講義者 (reader) を送り、この講義者には二人の外席辯護士 (outer barristers. これはずつと以前には未だ無かつたのであるが後に至つてかゝる階級の辯護士を生ずるやうに なつた。是等辯護士は Serjeants, Readers, Benchers 等と異つて、その屬するインの Benchers の許可あるときは法廷に於て辯護することが出来るのであるが法廷の所謂 Bar の外で實務を執つたから utter or outer barristers と稱せられたのである) が従ひ、是等三人は法律問題を論議し又訴訟演習 (模擬裁判 moot) を指導したのである。是等三人の者は每期インズ・オブ・チャンセリーの各インに於ける優秀なる學生二人を選択し、之をインズ・オブ・コートに入學せしむるの權を有してゐた。従つて、多くの者が先づ最初インズ・オブ・チャンセリーの孰れかのインに入學し、而して後インズ・オブ・コートに移されると云ふ有様であつた。チュードル王朝の時代はこの慣習が一般に遵守せられてゐた。尤も Sir Matthew Hale (一六〇九年—一六七六年) の頃にはこの慣習は廢滅の形となつたのであるが、一六五〇年以後にはインズ・オブ・コートから除籍せられた辯護士達 (attorneys) は次第にインズ・オブ・チャンセリーの全權を握るやうになつたが、是等は總て現在に於ては存在せぬものである。

十

右に於てインズ・オブ・チャンセリーの大體の觀念を明かにしたこと、考へるから、以下に於てはその各々のインに付て説明を加へること、しよう。

第一は *St. George's Inn* 及び *New Inn* である。Stow の説明するところに依れば、*St. George's Inn* は最も古きものである。之は所謂 *Little Old Bailey* の近く *Seacole Lane* に在つたもので、*ミテ* *イー・ウォール* 内の法律學生が居住してゐた最古の宿舍であるとは、これまた Stow の説くところである。 *St. George's Inn* は丁度 *Phavie's Inn* が *St. Andrew* 寺院に屬してゐたと同様に、*St. Sepulchre* 寺院に屬してゐたものである。次第に法律學徒の數が増加するに従ひ、宿舍も大なるものが必要となつて來た。十五世紀の末葉に於て *St. George's Inn* は頽廢するに至つた。こゝに於て、一五〇〇年頃之に屬してゐた人々は遂に *New Inn* に移ることとなつたのである。この *New Inn* は *Sir John Fineox* (*Chief Justice of the King's Bench*) が一ヶ年六磅を以て前示の人々に賃貸したものであつて、*Wyeh Sheef* の北側に在つたもので、以前には *Inn of Our Lady* として知られてゐたものである。蓋し、聖母マリアの肖像畫がその入口にかゝつてゐたからである。 *New Inn* は非常に盛んなものであつて、毎年選舉せらるゝ一人の *Treasurer* と十二人の *Ancients* に依つて統轄せられてゐたのであるが、最初から

ミッドル・テンプルの監督の下に在つたのである。近年に至つてそれはロンドン州會 (London County Council) の購入するところとなり、その建物を取壊し、以てその跡はストランドの發展の爲めに供せらるることとなつた。

第二は **Thavie's Inn** 及び **Furnival's Inn** である。法律家達がローマン・ウォール外に居住するやうになるや、彼等は自然ホーボン道路の兩側の孰れかにその居をトすることとなつた。これは、その地方はシテイーから外部に通ずる唯一の主たる道路であつたからである。これ即ち、**Thavie's Inn, Barners's Inn, Staple Inn** 等はホーボン道路の南側に在り、**Furnival's Inn** は北側に存する所以に外ならぬ。**Thavie's Inn** は **St. Andrew** 寺院の南西に在り、その主たる入口は前示寺院の西部に沿ひホーボンの方からであつたやうに思はれる。勿論 **Shoe Lane** からも前示寺院の南側に當つて入口はあつた。而してそれに相對してリンエン伯邸があつた譯である。**Thavie's Inn** は元來一武具師たる **John Thavie** と云ふ者の有であつたことは前に述べたところであるが(本誌第十二卷第三號七六頁)、彼の遺言より考察するときは法律學修者は一三四八年に至る以前既にこゝに住んでゐたもの、如くである。然らば、彼等は如何にしてこゝに住むやうになつたか、又彼等はそこに長く定住してゐたか、或は間もなくそこを立去つたのであるか。是等諸點に付ては明瞭ではない。しかし乍ら、**Thavie** の遺言證書に於てはその家は **hospice** 又は **Inn** とは呼ばれてをらず、或は又 **Thavie** の死後長い間 **Inn** など、稱せられたことはなかつたのは確かなと

ころである。

右の様な次第であるが、其後兎に角こゝにインズ・オブ・チャンセリーの一つが出来、一人の *Principal* 數人の *Fellows* に依つて統轄せらるゝところとなつたが、*Thavie's Inn* と *Furnival's Inn* を共に一四二二年以前にリンコンズ・インに屬してゐたのである。

Furnival's Inn の大部分は、*Stow* の説明するところに依るとチャールズ一世の年代に取壊されてしまひ、現在ではその跡の全部は *Prudential Assurance Company* の事務所と化してゐる。*Thavie's Inn* に至つては現在影も形もない。その跡の一部は *Holborn Circus* に通ずる *St. Bride's Street* と爲つてをり、たゞインの墻壁の一部が昔日の面影を僅かに偲ばしむる便として淋しく立つてをるばかりである。

Thavie's Inn に付ては法律好古家の間に種々なる説が行はれてゐる。*Dugdale* の説くところに依れば、法律家達は一四〇八年 *Thavie's Inn* からテンブルに移つたものとしてをり、他の論者に依ればかく法律家がテンブルに移つたのはそれ以前であつて一三四八年或は一三八〇年であるとしてゐる。又、リンコンズ・インの古事に通ずる者は、リンコンズ・インのツサイエティは最初(恐らく一三四八年頃) *Thavie's Inn* に在つたものとし、*Shoe Lane* に於けるリンコン伯邸の門の反対側に在つたので、この貴族の邸宅に近接してをる關係からリンコンズ・インなる名稱が由来したものと説明してゐる。而して、その後に至り恐らく一三八〇年であらうと云はるのであるが、この年 *Thavie's Inn* より遙かに

大なる Furnival's Inn に移り、更に一四二二年以前に一層大なるチチエスタール僧正邸に移り住んだのであり、かく度々その居を轉ずるに當つても、その本來居住せる場所を示すために名稱はもとのまゝとしたものであると論するのである。この説はリンコンズ・インが既に久しい以前から Thavie's Inn 及び Furnival's Inn の兩者を管理してをつたと云ふ事實に依據することは疑を容れぬところである。たゞしかし、リンコンズ・インは Thavie's Inn に付ては一五五〇年に至るまで、又 Furnival's Inn に付ては一五四八年に至るまで、夫々その無制限相續土地保有權(Fee simple. 大體日本法の土地所有權に類似せるものであると考へてよい)を取得してはをらなかつた。之を要するに Thavie's Inn がテンプル又はリンコンズ・インの起源を爲すものであると云ふ説には未だ十分の根據を發見することを得ないものと云ふべきであらう。

第三は **Barnard's Inn** である。ホーボンの南側 Thavie's Inn と Staple Inn との中間には **Barnard's Inn** と云ふのがあつた。之は以前は **Mackworth's Inn** とも稱せられたものである。それはヘンリー六世(一四二一年—一四七一年、治世一四二二年—一四六一年及び一四七〇年—一四七二年) 時代にその屋敷は **Dr. John Mackworth (Dean of Lincoln)** に屬してゐたからである。彼の死後はその邸宅は法律家のツサイエティーで **Barnard** と云ふ者がその首長であつた團體の手に移ることとなり、インズ・オブ・チャンセリーの二つとして認められたのである。而して、それは一人の **Principi** と十二人の **Ancients** に依つて統轄せられてゐたものであり、吾々が記録上に於て知ることの出来る最初の **Principal** は一五四五年にその職に就き、最後の者は一七二八年であつ

た。その後間もなく *Barnard's Inn* は *Skinners' Company* の財産となつたのであるが、この會社も亦之を *Mercers' Company* に賣却したのである（學校とする爲である）。ところが、この會社は *Barnard's Inn* の舊ホールを保存してをり、しかも學校の若人達の食堂に使用せられてをるやうである。

Barnard's Inn に關聯して一つの面白い話がある。それは古き記録に依ると一四五四年インズ・オブ・コート及びインズ・オブ・チャンセリーの人々とロンドン市民との間にフリート・ストリートに於て争ひごとが起つたのであるが（之を大學では *A Town*、*Sand-gowa* *Floet* *254*）その際ロンドン市民に對して何等かの損害を加へたのであつた。ところが、*Clifford's Inn*, *Furnival's Inn* 及び *Barnard's Inn* の *Principals* はみな *Harford Castle* の獄舎に投せられたと云ふことである。そこで、若しかゝる判例が現在なほ行はれ得るものとすれば、假にインズ・オブ・コートの學生がフリート・ストリートに於てその友人を助けて、何等責むべき理由なき善良なる商人の窓硝子を破壊したとすれば、處罰せらるべき者は是等の學生ではなく、その學生の屬してゐるインの *Treasurer* が處罰せらるゝことになることと云ふ譯である。

第四は *Staple Inn* である。之は *Holborn Bars* の近くシティー新疆界線のすぐ内側に在つたもので、インズ・オブ・チャンセリーのうちでは最も多くの人員を擁してゐたものであつた。吾々は *Grey's Inn Road* の終りのところに面し黒い梁材のある家屋が建並んでをるのを見るのであるが、是等の家屋は孰れも三百七十餘年前の建物であつて、現在ロンドンに於けるエリザベス時代の建築様式の好標本で

ある。Staple Inn のホールは煉瓦造であつて、一五八〇年に出来たのであるが、Sir George Buo の如きはこのホールを非常に好んだやうであり、又 Staple Inn がホーボンに面したところは大いに気に入つてゐた様である。故に彼は Staple Inn に付ては「この大學に於ては最も美麗なるイン・オブ・チャンセリである」と賞揚してをる程である。之に依ると、彼はインズ・オブ・コートとインズ・オブ・チャンセリとは一つの大學を成してをるものと觀念してゐたことが解る。Staple Inn は一人の Principal と十二人の Ancients に依つて統轄せられてゐたのであつたが、一八八四年六萬八千磅で Prudential Assurance Company に賣却せられてしまつたのであるが、そのホール、鐘樓、庭園、時計等はそのまま保存せられ、古のインの面影に今なを接することを得るのは吾々の最も喜ばしきところであり、これに付ては吾々は同會社に對して深厚の敬意と感謝とを捧げなければならぬ。

Dr. Johnson はかの Rasselas (Prince of Abyssinia) を書いてゐた頃はこの Staple Inn に居住してゐたのであつた。Boswell の言に従へば一七五八年 Johnson はこの Staple Inn に於て、彼の體質的不幸が許す限りの氣樂さと愉快さとを味つたと云ふことである。彼はその翌年即ち一七五九年こゝからグレイズ・インに移り、更にテンプルに移つたのであつたが、Murphy の云ふところに依れば彼はその生涯の殆んど大部分を貧困と安逸と文學の誇との間に過したものとせられてをる。

第五は **Clifford's Inn** である。一三二〇年エドワード二世(一三二四年—一三二七年、治)はロンドンの郊

外なる *St. Dunstan's-in-the-West* 寺院に近接する屋敷及びその附屬物を *Robert de Clifford* (五代目のクリフフォード男爵) に興へた。而して、一三四四年 *Clifford* 男夫人 (六代目クリフフォード男爵の未亡人) は更に之を *Apprenticis de Banco* (コンモン・ブリーズ廷に屬してをる法律家即ち實務家であることは前に一言したところである) に興へたのであつた。一六一八年三月二十九日附の土地引渡證書 (*indenture of feoffment*) に依り當時のクリフフォード卿 (*Cumberland* 伯) はイギリスに於けるコンモン・ローの研究者及びその實務家の爲めに、その屋敷をインズ・オブ・チャンセリーの一つとして之を使用せしむることとしたのである。かくして、*Clifford's Inn* は成立することとなつた譯である。而して、それは獨立したそれ自身の組織を有する一つのツサイエティーであつて、一人の *Principal* 及び十二人の *Rules* (このうち *Ancients* とは呼ばれなかつた) に依つて統轄せられたのである。エリザベス女王 (三五一年—一六〇三年、治世一五五八年—一六〇三年) 時代に於ては百人以上の學生があつたのであるが、是等の多くはインの外部フリー・ト・ストリートやラッドゲート・ヒル邊に居住してゐたのである。 *Coke* や *Selden* 等もこのインの學生であつた。ヨークは一五七一年にこのインに入つたのであるが、翌年インナーテン・プルに移つた。

前示クリフフォード男夫人の捺印證書に定められたる日附が正確のものとするれば、このインはインナー・テンプル及びミッドル・テンプルの兩者よりも古いことになるのであるが、しかも久しい以前からインナー・テンプルは *Clifford's Inn* を管理してゐたことは確かである。従つて、このインとインナー・テンプルとの間に存する關係は正確に之を知ることが得ないのである。インナー・テンプルの人々は最初

Clifford's Inn からフリート・ストリートを横切つて來た者であると考へ得られぬこともないのであるが、若しさうとすれば法學教育の關する限りに於ては元來のインサイエティ即ち Clifford's Inn は始めはインナー・テンブルの生みの母であつたものであるが、後に至つてその娘であるインナー・テンブルの支配下に在るやうになつたと云ふの外はない。

このインの記録帳 (minute books) は一六〇九年から始まつてをるのであるが、之に依ると三人の講義者がインナー・テンブルに依り指名せられ (そのうちの一人は既に述べた Principal と Rules とに依り選擇せられたのである) Clifford's Inn に於て講義を爲し訴訟演習にも參加してをつたのである。かゝることは十九世紀の中葉に至るまで比較的正しく持續されたのであつたが、その後に至つては Clifford's Inn に於ては最早法學教育は行はれぬやうになつた次第である。

一八七七年不幸にして Serjeants' Inn (之は一三七二年以來チャンセリー・レオンに在つた) は五萬七千百磅で賣却された。而して、その賣得金は上級辯護士の間に分配せられたのであつた。勿論、Serjeants' Inn はその初めから如何なる意義に於ても、法學教育の機關ではなかつたけれども、かくの如くして賣却する手續には反對意見も存してゐたのである。しかし、兎に角かゝる前例に刺戟せられて、當時 Clifford's Inn に残つてゐた十六人のメンバーはこのインを賣却し、以て賣得金を彼等の間に分配しようとしたのである。ところが、そのうち十一人までは賛成意見を有してゐたが、他の五名は大いに之に

反對したのである。その反對者の先鋒はミッドル・テンブルの *Treasurer* であつた *H. D. Creene* であつた。彼はこの問題を訴訟沙汰にして、一八九九年五月に訴を提起した譯であるが、遂に勝訴することを得たのである。この裁判を爲した者は *Judge Cozens-Hardy* であつたが、彼の見解に従へば、一六一八年の捺印證書の文言は *Clifford's Inn* は之を私人の有に歸せしむることを否認するの觀念である。従つて、*Clifford's Inn* として知らるゝ財産は法學教育の爲めに信託とせられたるものなるが故に、之を賣却しその賣得金を分配することを得ないと判示したのである。因に、同判事はその後インナー・テンブルはその財産に對し何等の所有的權利 (*proprietary rights*) を有しなかつたと判決したこともある。しかし、その後に至つて *Clifford's Inn* は遂に一建築家に賣渡され、取壊さるゝところとなつた。けれども、一七六六年に造られたホールは今なほ存在してをるから、吾々は之に依つてその昔を偲ぶことが出来る。而して、その賣得金は裁判所に之を納入し、その利息はバリスター、ソリシター等の養成のために用ひらるゝこととなつてゐるから、この意義に於て吾々は前示 *Greeno* 氏に感謝を爲すべきであらう。その後ストランドを擴張するの必要を生じ、*Holywell Street*, *Wyeh Street* 等を取拂はねばならなくなつた。その結果 *New Inn* も取壊されロンドン州會は之を一般公衆のために購入したのである。*New Inn* のメンバーの或者はその室 (*sets of chambers*) に權利を有してゐたが是等は賣却に際し相當に賠償せられ、なほ關係ある總ての人々の權利も夫々處分せられたる後賣得金の殘額は法學教育の爲め

の信託と爲すべき旨が宣言せられたのである。これまた Clifford's Inn の Greene 氏が嘗て同インの爲めになした努力の結果と見るべきであらう。

第六は **Outer Inns of Chancery** である。このうちには先づ Clement's Inn と云ふのがある。之はエドワード四世（一四四二年—一四八三年、治世一四六二年）時代に既にインズ・オブ・チャンセリの一つであった。而して、St. Clement 寺院に近いところに在つたのである。Stow の説明するところに依れば、それは Clement's Well と呼ばれた美しい泉に近いところに在つたと云ふ。このクレメンツ・ウェルは又 Holywell とも稱せられたのであるが、之が後の Holywell Street の起源となつたものである。

Wyeh Street, Holywell Street との間 New Inn の西部には嘗て Lyon's Inn と云ふのがあつた。こゝではエリザベス女王時代にかのヨークが講義をしてゐたことがある。これはもと獅子の標章がついてゐた宿舎であり、ヘンリー五世時代にインとなつたものである。而して、それは常に小なるインであつて、Clifford's Inn 及び Clement's Inn と共にインナー・テンプルの監督の下に在つたのである。一八六三年 Globe Theatre 及び Opera Comique の敷地擴張のため、このインは遂に取壊されてしまつた。更に、Clement's Inn 及び New Inn の間に Simond's Inn と云ふのがあつた。之は恐らくかの Sir John Fortescue が St. George's Inn をその勘定に入れぬ限り、彼の所謂第十番目のインに相當するものであらう。このインはヨークの時代以前に既にその存在を失つてゐたものである。次に、Dase's Inn と云ふのがあ

つた。之は Wyeh Street に於ける昔の Angel Inn の跡に出来たものであつたが、インズ・オブ・ユー
トの一つでもなければ、又インズ・オブ・チャンセリーの一つでもなかつた。

ストランドの南側 St. Mary-le-Strand 寺院に相對して Strand Inn と云ふのがあつた。こゝには一二
九四年以降巡回裁判官 (Justices in eyre) が巡回裁判を終つてから會合するのを常としてゐたのである。
之は以前はチェスター僧正の別邸であつたので、或は Chester Inn とも呼ばれたのである。このインは
ミッドル・テンブルと關係してゐたものであつたが、エドワード六世(一五三七—一五五三年、治)の時攝政
Somerset は何等の権限をも有せぬに拘らず、このインを取壊し自己の新しい邸宅の庭園としたのであつ
たが、之が現在 Somerset House として知らるゝところのものである。

十一

以上説明せるが如く、インズ・オブ・チャンセリーは漸次消滅するに至つたもので、現在に於ては是等
のうち法學教育の目的に使用せらるゝものは全く無いのである。然るに、インズ・オブ・コートは依然と
して存在し、イギリス法學教育の中心を爲してをる譯である。ジェームズ一世(一五六六—一六二五年、治)
の一六〇八年八月十三日の勅許狀に従へば、「是等四個の大學は全ヨーロッパに於て最も有名なるもの」
であるとされてをるのである。

インズ・オブ・コートは法律學生をしてイギリス辯護士たる資格を與ふるの權を有してをるのである。この權利は現在のイギリス人の祖先がこの古き四個のツサイエティに與へたところのものである。故に、是等のインは辯護士として實務に従ひ得る者を選択するの權利あると同時に義務を負ふものである。而して、一度辯護士となつた者は之に依つて特權を有することになる。例へば、彼が法廷に於て自己の正當なる判斷に従ひ、相手方たる當事者又は證人の品性を攻撃することを得る。しかも、之に對しては口頭誹毀の訴訟を提起することを得ない。之明かに一つの特權と云ふべきであらう。従つて、かゝる特權を有する辯護士は之を行使する上に於て最も適當なる者でなければならぬ。換言すれば、かゝる特權は之を正直にかつ正當に行使し得る者にのみ附與せられねばならぬ。故に、インズ・オブ・コートに對してはかゝる特權を有する辯護士たる資格を許可するの權が與へられてをると同時に、辯護士全體を統制するの權をも附與せられてをるのである。イギリス法律制度の純潔と能率とは、偏に辯護士の品性、行爲、品行と裁判官の品位、學識と、而して陪審員の正直、智識との三者に依據してをるものである。しかし乍ら、一方に於てはイギリス法學教育に於ける名譽ある傳統は之を長く保存せねばならぬとするのがイギリス人の考へである。従つて、法律家と云へる職業を統制する團體が無ければならぬ。然らば、この統制權は政府に之を委ねべきであるか。或は又之を大學の如き、若くはその他の學問團體の手に渡すべきであるか。之に對しては否と答へるのがイギリス人の態度であり、彼等の考へ方である。オツヂ

キオズの如きはかゝる統制權は裁判官に之を與ふることさへ不可なりとしてをる。かゝるところにイギリス人のイギリス法律制度に對する深き信念があり、他國のそれと大いに趣を異にする點が存する。吾々はイギリス人のこの態度に對しては、單にイギリス法を研究する上からばかりでなく、大いに考へねばならず、又深く味はねばならぬ或るものが存在してゐるのではなからうかと思ふのである。

インズ・オブ・チャンセラーは既に消滅した。しかし乍ら、インズ・オブ・コートは今なほ昔ながらの姿を嚴然として持續してをる。而して、それは立派なる人々を辯護士として世に送るの特權と、辯護士として不適當なる者は之を除籍する特權とを今なほ有してをる譯である。吾々はインズ・オブ・コートが是等の特權をイギリス全國民の満足のうち遺憾なく行使して止まぬことを衷心から祈つてをる次第である。

私は數年前ロンドンに於て法律を學んだことであつた。さうして、インズ・オブ・コートには屢々出入した。かのフリート・ストリート（Fleet Street）の雜沓を一步退けば、そこはインズ・オブ・コートの靜寂たる地域である。喧噪たる市街と所謂壁一重のこの地域は、さながら昔ながらの靜けさが漂つてゐる。思へばよくもかく異つた世界が脊中合せをして存在し得るものであるかと怪しまるゝ程であつた。私はあの古びたインナー・テンブルの講堂で種々の講義を聽いたのであつたが、成程かゝる氣分、雰圍氣のうちにイギリス法が醸成せられたものであるかと、しみじみ感じたことであつた。

私は今當時の氣分を思ひ浮べながら、インズ・オブ・コート¹の沿革を敘述し、以てイギリス法律制度の
特異性を紹介した次第である。

(完)

〔附言〕

私は最初の計畫としては聖地武士の裁判の模様をも最後に紹介したいと思つてゐたのである。ところが、不幸にして新年
早々一家擧つて感冒に襲はれ、代り代り臥につくと云ふ始末であつた。この爲め甚だ遺憾ながら聖地武士の裁判に付ては他
に機會あらば之を述べることにし、こゝには之を省略した。この點は讀者の御諒察を乞ふ次第である。たゞ一言して置きた
いのは、聖地武士の裁判は、ソクラテス、ジャンヌ・ダルク、ブルノオ、ガリレオ等の裁判と等しく有名な裁判である。
従つて、法律上から見ても將又歴史上から見ても頗る興味ある問題であることである。

私のロンドン法律街略史はオッチャーズが一九二二年四月二十二日にミッドルテンブル・ホールに於てなした演説に依つ
たものであること既に冒頭に於てお断りして置いた次第であるが、この講演に引續き

同年同月二十九日(月曜日)には等しくミッドルテンブル・ホールに於て E. M. Underdown 氏がインナー・テンブルに付
て講演し

同年五月六日(月曜日)には矢張り同じ場所で Arthur Robert Ingpen 氏がミッドル・テンブルに付き講演をなし

同年六月十日(月曜日)には同場所で J. Douglas Walker 氏がリンコンズ・インに付て講演を致す

同年同月十七日(月曜日)には同場所に於て H. E. Duke 氏がグレイズ・インに付き講演し

同年同月二十四日(月曜日)には最後の講演として W. Blake Odgers 氏が "LITERARY MEN CONNECTED WITH THE
INNS OF COURT AND CHANCERY" と云ふ講演を致す。

ロンドン法律街略史(下)(終岸)

以上の如く、インズ・オブ・コートを中心とする右の諸講演はそれ／＼その方面の權威者に依りて行はれたもので、インズ・オブ・コートを理解する上に於て最も重要な資料と云ふことが出来る。